

## 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実 施 時 期：平成 18 年 12 月～20 年 5 月
- 2 調査対象機関：厚生労働省、農林水産省、都道府県（19）、市町村（20）、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 20 年 5 月 23 日 厚生労働省、農林水産省

【回答年月日】 厚生労働省 平成 21 年 2 月 13 日、農林水産省 平成 21 年 2 月 13 日

### 【行政評価・監視の背景事情等】

- 我が国では、食料自給率が 39%（平成 18 年度供給熱量総合食料自給率）にとどまり、食料の多くを輸入農畜水産物（輸入農畜水産物を原材料とする食品を含む。）に依存
- 輸入農畜水産物の水際での安全性の確保に関する施策として、畜産物に関しては動物検疫制度、植物に関しては植物防疫制度、水産動物（生きているものに限る。）に関しては水産動物検疫制度があり、農林水産省がそれぞれ対象となる輸入農畜水産物の検査を実施。また、食品として輸入される農畜水産物に関しては厚生労働省が食品衛生検査を実施
- 近年、輸入農畜水産物における基準値を超えた農薬や化学物質等の残留の発見に加え、国内外での BSE（牛海綿状脳症）やコイヘルペスウイルス病、高病原性鳥インフルエンザの発生等が相次いだことにより、輸入食品の安全性に対し国民の高い関心
- この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、輸入農畜水産物の安全性の確保等を図る観点から、輸入農畜水産物の検査の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>1 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化</b></p> <p>(1) 畜産物の輸入検査の適正化</p> <p>(<b>勧告要旨</b>)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 動物検疫所に対し、畜産物の輸入検査を「畜産物の輸入検査要領」に則して適正に行うよう指導すること。(農林水産省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>畜産物に対する輸入検査は、「畜産物の輸入検査要領」(平成 18 年 7 月 27 日付け 18 動検第 537 号動物検疫所長通知。以下「輸入検査要領」という。)において、その実施方法や手順等が定められている。</p> <p>動物検疫所(25か所)における輸入検査の実施状況を調査した結果、輸入検査要領に則して適正に行われていない例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物検査における検体の抽出量が、輸入検査要領により定められた量に不足(2か所)</li> <li>・ 一定の要件に該当する肉、臓器等を対象とした抜き打ち検査の実施件数が、輸入検査要領により定められた件数に不足(平成 15 年度: 3か所が所管する 3 指定港、16 年度: 4か所が所管する 4 指定港、17 年度: 1か所が指定する 1 指定港)</li> </ul> <p>(<b>勧告要旨</b>)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 畜産物の現物検査における抽出数量が輸入検査要領に適合しているかを検証することが可能となるよう、抽出数量を記録することを明確化し徹底すること。(農林水産省)</p> </div> <p>(説明)</p>	<p>→ 動物検疫所長に対して、「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視の結果(通知)」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 消安第 2457 号消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。)及び「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 消安第 2459 号消費・安全局動物衛生課長通知。以下「動衛課長通知」という。)を発出し、「畜産物の輸入検査要領」(平成 18 年 7 月 27 日付け 18 動検第 537 号動物検疫所長通知。以下「輸入検査要領」という。)を厳守し、輸入検査の一層の適正化を図るよう指示した。また、動物検疫所の支所及び出張所に対しては「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について」(平成 20 年 5 月 23 日付け動検第 300 号動物検疫所長通知。以下「動検所長通知」という。)により同様の指示を行った。</p> <p>さらに、検疫課長・出張所長会議(平成 20 年 10 月 21 日開催。以下同じ。)及び動物検疫所支所長会議(平成 20 年 10 月 31 日開催。以下同じ。)において、改めて指示内容の徹底を行った。</p> <p>→ 平成 20 年 11 月 21 日に輸入検査要領を改正し、検査を行った家畜防疫官が「畜産物検査結果記録票」により、抽出数量を含めた検査実施状況等を記録することを規定した。</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>輸入畜産物の現物検査は、輸入検査要領により、原則として、輸入検査申請量のおおむね 0.5%に相当する数量の畜産物を検体として抽出して検査を行うこととされている。</p> <p>調査した動物検疫所（25か所）のすべてにおいて、現物検査のために抽出した検体の数量の記録がなく、輸入検査要領が定める数量の検体が実際に抽出されたか否かを検証することができない。</p>	
<p><b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 動物検疫所に対し、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施を徹底すること。（農林水産省）</p> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p>動物検疫所本所は、支所、出張所等に対し、書類検査又は検査済み申請書の再チェック（検査の適正性の確認・点検）体制とその実施方法について再点検を行い、その結果を踏まえた業務の見直しを行うよう指導している。</p> <p>調査した動物検疫所 19か所のうち 15か所では、書類検査の適正性の確認・点検のために、書類検査と現物検査を異なる家畜防疫官に担当させることとしているが、その実施割合が、現物検査の全実施件数の 50%未満にとどまっている動物検疫所が 6か所あり、確認・点検が徹底されていない。</p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 動物検疫所における輸入検査の方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること。（農林水産省）</p> </div>	<p>→ 平成 20 年 11 月 21 日に輸入検査要領を改正し、次のとおり輸入検査の内容及び確認・点検の実施について規定するとともに、業務上のヒューマンエラーの発生防止策として、動物検疫所の本所及び各支所・出張所が、検査結果の適切な記録、検査の結果・内容に対する確認・点検の実施方法等について定めた「輸入畜産物検査手順書」を作成することとした。</p> <p>i ) 書類検査の結果については、輸入検疫証明書を交付するまでの間に、書類検査を行った家畜防疫官以外の家畜防疫官が再度確認する。</p> <p>ii ) 輸入検査場所での現物検査は、原則として書類検査を実施した家畜防疫官以外の家畜防疫官が実施する。</p> <p>→ 「動物検疫所業務監査実施要領」（平成 20 年 11 月 21 日付け 20 消安第 8709 号消費・安全局長通知）を制定し、平成 21 年度から、これにより設置される監査運営会議が定める基本方針に則して、動物検疫</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>畜産物の輸入検査に関し、動物検疫所における不適正な検査方法の実態を把握し、これを改善するために、検査の方法や内容が輸入検査要領等に則して適正に行われているか否かを計画的に監査する仕組みがない。</p> <p>(2) 植物の輸入検査の適正化</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 植物防疫所に対し、植物の輸入検査を法令、通達に則して適正に行いうよう指導すること。（農林水産省）</p> </div> <p>(説明)</p> <p>植物防疫所（33か所）における植物の輸入検査の実施状況を調査した結果、検査の実施方法が、植物防疫法（昭和25年法律第151号）及び輸入検査の実施手順等を定めた通達に則して適正に行われていない例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検疫有害動植物が発見された輸入植物の廃棄に際しては、植物防疫法により、植物防疫官が立会うこととされているが、3日間の廃棄期間のうち2日目の立会いを省略（1か所）</li> <li>・ 「輸入穀類等検疫要綱」（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）は、原則としてハッチを開いた直後及び荷卸し終了直前の2回行うこととされている穀類の検査について、一定の要件に該当する場合には、荷卸し終了直前の検査を省略することができるとしているが、当該要件を満たさないにもかかわらず荷卸し終了直前の検査を省略（1か所）</li> </ul>	<p>所長が監査の年間計画を作成の上、計画的に業務監査を行うこととした。</p> <p>当該業務監査においては、動物検疫所の実施する業務が関係法令、通知等に基づき適切に行われているかを点検し、必要に応じて改善を行うこととしている。</p> <p>→ 植物防疫所（本所）長に対して、局長通知及び「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について」（平成20年5月23日付け20消安第2460号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「植防課長通知」という。）を発出し、法令、通達に則した輸入検査の適正な実施を図るよう指示した。また、植物防疫所の支所・出張所に対しては、「法令、通達に則した輸入検査の適正な実施等について」（平成20年5月23日付け20横植267号横浜植物防疫所長通知等。以下「植防所長通知」という。）により同様の指示を行った。</p> <p>さらに、平成20年6月6日に開催した「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視に基づく勧告に伴う植物防疫所担当者会議」（以下「植防担当者会議」という。）において、改めて指示内容の徹底を行った。</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 輸入検査における抽出数量が輸入植物検疫規程に適合しているかを検証することが可能となるよう、抽出数量を記録することを明確化し徹底すること。(農林水産省)</p>	<p>→ 植物防疫所（本所）長に対して、局長通知及び植防課長通知を発出し、検査数量を記録することを文書により明確化し、その実施を徹底するよう指示した。</p>
<p>(説明)</p> <p>輸入植物に対する検疫有害動植物の付着の有無に係る検査は、植物の種類、検査荷口の大きさごとに輸入植物検疫規程（昭和 25 年農林省告示第 206 号）が定めた検査数量を検体として抽出して検査することとされている。</p> <p>調査した植物防疫所（33 か所）のうち、すべての植物について抽出数量を記録することとしている植物防疫所は 3 か所のみ</p> <p>また、21 か所は抽出数量を記録することとしておらず、輸入植物検疫規程が定める数量の検体が実際に抽出されたか否かを検証することができない。</p>	<p>これを受け、植物防疫所（本所）から管内支所・出張所に対し、植防所長通知を発出し、輸入検査申請を受け付けた植物防疫官は、申請の記載事項を確認するとともに、検査前に輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）に基づき検査すべき数量と植物防疫官の氏名を「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」（電子申請の場合にあっては当該検査申請書の控え。）の備考欄又は余白に記入し、検査終了後は、実際に検査した数量、発見病害虫、判定等を記録するよう指示した。</p> <p>さらに、平成 20 年 6 月 6 日に開催した植防担当者会議において、改めて指示内容の徹底を行った。</p>
<p>(勧告要旨)</p> <p>③ 植物防疫所に対し、輸入検査の内容及び結果に対する確認・点検を実施すること。(農林水産省)</p>	<p>→ 植物防疫所（本所）長に対して、局長通知、植防課長通知を発出し、輸入検査の内容及び結果等を確認する措置を明確化するよう指示した。</p> <p>これを受け、植物防疫所（本所）から管内支所・出張所に対し植防所長通知を発出し、輸入検査終了後に、検査を担当した植物防疫官が輸入検査の内容及び結果等の記録内容に問題がないことを確認の上、その氏名を記録するよう指示した。</p> <p>さらに、平成 20 年 6 月 6 日に開催した植防担当者会議において、改めて指示内容の徹底を行った。</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>疫官とは別の植物防疫官が、検査の内容及び結果に対する確認・点検を実施しているのは 11か所のみ</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>④ 植物防疫所における輸入検査の方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること。(農林水産省)</p>	
<p>(説明)</p> <p>植物の輸入検査に関し、植物防疫所における不適正な検査方法の実態を把握し、これを改善するために、植物防疫所における検査方法や内容が輸入植物検疫規程等に則して適正に行われているか否かを計画的に監査する仕組みがない。</p> <p>(3) 輸入食品等検査の適正化</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>① モニタリング検査の適正な実施を図るため、      i ) モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない個別検査項目については、その原因分析及び改善方策の検討を行い、次年度以降の計画策定、検疫所に対する指導等に反映することにより、検査の信頼性の確保に努めること。      ii ) また、モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない検疫所については、個別の原因分析及び対応策並びに効率的、効果的な検査の実施方法について検討するとともに、これらの検討の結果を踏まえ、検疫所に対し検査を適正に実施するよう、より効果的かつ継続的な指導を行うこと。      (厚生労働省)</p>	<p>→ 「植物防疫所業務監査実施要領」(平成 20 年 11 月 21 日付け 20 消安第 8616 号消費・安全局長通知)を制定し、平成 21 年度から、これにより設置される監査運営会議が定める基本方針に則して、植物防疫所長が監査の年間計画を作成の上、計画的に業務監査を行うこととした。</p> <p>当該業務監査においては、植物防疫所の実施する業務が関係法令、通知等に基づき適切に行われているかを点検し、必要に応じて改善を行うこととしている。</p> <p>→ 検疫所からの報告等をもとに、一部の個別検査項目又は検疫所について、モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない原因等の分析を行い、その結果を踏まえ、次の改善策を講じた。</p> <p>i ) 検疫所に対し、「検疫所におけるモニタリング計画の適正な実施について」(平成 20 年 5 月 23 日付け食安輸発第 0523002 号・食安検発第 0523002 号医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長、企画情報課検疫所業務管理室長通知。以下「モニタリング計画適正実施通知」という。)を発出し、輸入状況の変化等により、モニタリング計画に則した検査の実施が困難と判断される場合には、その理由とともに、速やかに厚生労働省本省へ連絡するよう指導した。さらに、厚生労働省本省が各検疫所におけるモニタリング</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>モニタリング検査は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）違反の蓋然性を把握するため、モニタリング計画により、幅広い食品等を対象に検査するもので、検査の統計学的な信頼性の確保のためには、個別検査項目ごとにモニタリング計画が定める検査予定数以上の検査を実施することが前提となる。</p> <p>しかし、平成 16 年度及び 17 年度のモニタリング検査実績（全国総数）をみると、検査予定数が設定された個別検査項目のうち半数近くで検査実施数が検査予定数を下回り、その中には、検査予定数に対する検査実施数の割合が 2 年連続で 50% 未満のものや検査実施数が皆無のものもみられた。</p> <p>また、検疫所によって、モニタリング計画の達成状況に大きな差がみられた。</p> <p>一方、厚生労働省はこのような状況を的確に把握しておらず、原因分析及び改善方策の検討が不十分</p>	<p>計画の実施状況の確認を毎月行い、その結果を踏まえた助言・指導、計画の見直し等を必要に応じ行うこととした。</p> <p>ii) モニタリング計画に則した検査を適正に実施するまでの問題点等について検疫所に意見聴取を行った結果や現状の輸入実績等を踏まえ、平成 20 年度のモニタリング計画の見直しを次のとおり行った。</p> <p>ア 平成 19 年度の輸入実績等を踏まえた検査予定数の見直しを行った（25 品目の延べ 35 検査項目について検査予定数を増やし、30 品目の延べ 35 検査項目について検査予定数を減らした。）。</p> <p>イ 食品衛生監視員数が少なく、単独ではモニタリング計画に則した検査の実施が困難な検疫所（9 支所及び 1 出張所）について、近隣の検疫所と計画を統合することにより、人員の有効活用が可能となるようにした。</p> <p>さらに、輸入食品担当課長等会議（平成 20 年 5 月 28 日開催。以下同じ。）、全国検疫所次長会議（平成 20 年 6 月 12～13 日開催。以下同じ）及び輸入食品担当者地区別ブロック会議（平成 20 年 10 月 31 日及び 11 月 4 日開催）において、モニタリング計画適正実施通知について周知した。</p> <p>今後のモニタリング計画の実行に当たっては、輸入実績等を踏まえ、検査の実施状況について適宜点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、次年度以降の計画策定においても、前年度の輸入実績、検疫所における検査実績・違反実績等を勘案することにより、検査の適正な実施を図ることとする。</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 登録検査機関に対する監督の適正化を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 地方厚生局が登録検査機関に対し立入検査を行った際には、それまでの立入検査において指摘した問題事項に係る改善が適切に行われるよう同機関に対する指導・監督を強化すること。</li> <li>ii ) 検疫所が登録検査機関に試験事務を委託した場合の厚生労働省本省への報告を徹底させること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p> <p>(説明)</p> <p>登録検査機関は、食品衛生法に基づく厚生労働大臣等からの委託検査に係る試験事務（検査で採取された検体の試験を行う事務をいう。）等に従事する機関であり、厚生労働大臣は、登録検査機関に対し、登録基準への不適合の場合における適合措置命令、報告の徴収又は立入検査を行うことができる。</p> <p>登録検査機関に対する指導等の状況を調査した結果、地方厚生局による立入検査において、同一の問題事項を繰り返し改善指導している例（1地方厚生局）や、検疫所が登録検査機関に試験事務を委託した際に行うこととされている厚生労働省への報告を行っていないため、当該登録検査機関を管轄する地方厚生局が委託の事実を把握できず、立入検査に際し、試験事務が適正に行われているか否かを確認できなかつた例（1検疫所）がみられた。</p>	<p>→ i ) 各地方厚生局に対して、「登録検査機関に対する監督の適正化について」（平成20年6月9日付け食安監発第0609001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）を発出し、登録検査機関への立入検査の際に不適切な事項について改善を求める場合には、その後、提出される改善報告についての事実確認及び改善が不十分な際の更なる措置を実施することにより、同様の事例の再発防止を図るよう指示した。</p> <p>ii ) 各検疫所に対して、「登録検査機関に試験事務を委託した場合の報告の徹底について」（平成20年6月10日付け食安検発第0610002号医薬食品局企画情報課検疫所業務管理室長通知）を発出し、登録検査機関に試験事務を委託した場合の厚生労働省本省への報告を徹底するよう指示した。</p> <p>さらに、輸入食品担当課長等会議及び全国検疫所次長会議において、指示内容の徹底を行った。</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(4) 検査の公正性及び中立性の確保  <b>(勧告要旨)</b></p> <p>① 輸入畜産物の検査における検体の抽出に際しては、輸入検査要領に則して、家畜防疫官が自ら抽出を行うことを徹底させること。(農林水産省)</p> <p>(説明)      輸入畜産物の検査については、輸入検査要領において、家畜防疫官が無作為に検体の抽出を行うことが規定されている。      動物検疫所（24か所）を調査した結果、22か所では、家畜防疫官による検体の抽出が行われておらず、家畜防疫官が検査場所へ到着する前に輸入業者等が抽出を行うことが常態化していた。</p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>② 輸入畜産物の検査及び輸入植物の検査における検査場所への移動について、公共交通機関又は家畜防疫官若しくは植物防疫官が自ら確保した移動手段の利用を徹底させること。(農林水産省)</p> <p>(説明)      農林水産省は、輸入畜産物の検査における家畜防疫官の検査場所への移動手段について、「交通機関を利用する出張（外勤を含む。）及び公用車を使用して行う出張（外勤を含む。）が原則」としている。      また、輸入植物の検査における植物防疫官の検査場所への移動手段について、「極力、公用車や公共交通機関を活用する」よう、植物防疫所を指導している。      輸入業者等 30 事業者を調査した結果、14 事業者は輸入畜産物の検</p>	<p>→ 動物検疫所長に対して、局長通知及び動衛課長通知を発出し、輸入検査要領に則して、家畜防疫官が自ら検体の抽出を行うことを徹底するよう指示した。また、動物検疫所の支所及び出張所に対しては動検所長通知により同様の指示を行った。      さらに、検疫課長・出張所長会議及び動物検疫所支所長会議において、改めて指示内容の徹底を行った。</p> <p>→ 農林水産省内の事業用車（公用車）の管理換え等により、動物検疫所及び植物防疫所への事業用車の配備を進めることに加え、タクシー やレンタカー等の利用も図ることにより、部外車両の通行制限等のある検査場所を除き、輸入業者等の社用車を利用しないこととする措置を講じることとし、動物検疫所に対しては、検疫課長・出張所長会議及び動物検疫所支所長会議において、また、植物防疫所に対しては、平成 20 年 10 月 31 日に開催した植物防疫（事務）所長会議において、それぞれ指示を行い、21 年 1 月には、すべての動物検疫所及び植物防疫所において当該措置が実施された。</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>査又は輸入植物の検査の実施に当たり、常に家畜防疫官又は植物防疫官を検査場所まで社用車で送迎するとしている。その中には、鉄道・路線バスによる移動が可能と思われるものがみられ、また、事業者の中には、送迎に負担感があるとしている者もみられた。</p> <p><b>2 輸入検査に係る業務実施体制の見直し</b>  <b>(勧告要旨)</b></p> <p>① 統廃合基準に該当する植物防疫所の出張所について統廃合を適切に行うこと。      ② 要員配置見直し基準に該当する植物防疫所の出張所について要員配置を見直すこと。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産省)</p> <p><b>(説明)</b>      農林水産省は、植物防疫所の出張所の配置及び要員の合理化・適正化を図るため、出張所及び要員配置の見直し基準を定めており、一定の基準に該当する場合には、その内容に応じ、出張所を近隣の植物防疫所に統廃合又は出張所の植物防疫官の配置の見直しを行うこととしている。      調査した 22 出張所について、この基準と照合した結果、①統廃合の基準に該当し、統廃合が適当と考えられるものが 3 出張所、②植物防疫官の配置の見直し基準に該当し、植物防疫官の配置の見直しが適当であると考えられるものが 2 出張所みられた。</p>	<p>→ 「「農産物の検疫・検査、規格等に関する行政監察結果に基づく勧告」に係る出張所の見直し基準について」（平成 10 年 8 月 28 日付け 10-209 農林水産省農産園芸局植物防疫課長通知）における、統廃合基準及び要員配置見直し基準に該当する出張所について、適正な配置とするよう、平成 21 年度予算案に盛り込んでいる。</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>3 その他</b></p> <p><b>(1) 広域流通食品データネットワークシステムの見直し</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>広域流通食品データネットワークシステムについて、廃止を含め抜本的に見直すこと。(厚生労働省)</p> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p>厚生労働省は、平成 17 年 9 月に、輸入食品等の監視・指導業務に係る都道府県への情報提供や、都道府県間の連絡体制及び連携体制の確保を図るため、「広域流通食品データネットワークシステム」を開設し、その運用を開始している。</p> <p>しかし、39 地方公共団体の当該システムの利用状況を調査した結果、システムの運用が開始されてから平成 18 年末までの間に、システムの利用を前提にデータ入力を行った地方公共団体は皆無であり、地方公共団体の食品監視・指導業務に全く活用されていない状況がみられた。</p>	<p>→ 広域流通食品データネットワークシステム（以下「本システム」という。）については、次の状況から、収去検査関連情報を地方公共団体間で共有するための手段として運用することを取りやめることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 本システムは、地方公共団体が実施した収去検査の結果等の情報を全国の地方公共団体間で共有することにより、複数の地方公共団体による重複検査の排除や食中毒発生の防止等に資することを目的に開設したものである。しかし、開設以来、地方公共団体によるデータ入力が行われていない状況からみて、当該目的に沿った効果が発現しているとは言い難い。</li> <li>ii ) 一方、地方公共団体間の連絡体制及び連携体制については、現状として本システムの利用以外の方法で連絡・連携が図られているため、本システムの機能の有無にかかわらずその体制に変化はない。</li> </ul>
<p><b>(2) 動物検疫に係る検査機器の配備及び管理の適正化</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 検査機器の配備が適正か再検討するとともに、不要不急の機器を購入することがないよう措置すること。(農林水産省)</p> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p>動物又は畜産物を対象とした微生物学的、理化学的又は病理学的検査を行うため、動物の係留施設を有する動物検疫所 11 か所に配備された検査機器（80 万円以上のもの 205 機器）の配備の状況を調査した結果、不要不急の機器を購入し、購入後の利用実績が皆無となっており、</p>	<p>→ 検査機器の新規購入及び更新については、これまで、原則として、機器の配備先となる動物検疫所の各所がその是非を単独で判断していたが、これを改め、各所において 10 万円以上の機器の新規購入又は更新をしようとする場合、購入又は更新の理由、必要性、有用性及び妥当性をあらかじめ検討し、その結果を動物検疫所（本所）が査定するとともに、特に重要な機器（購入価格 50 万円以上）にあっては、機器を管理する動物検疫所が更新に係る計画を策定することによって、不要不急の機器が配備されることがないよう措置することとした。</p>

勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>機器の配備が不適切な例（1か所の1機器）がみられた。</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>② 不要となった機器については、管理換え等による有効活用を図ること。また、有効活用の途がないものについては、関係法令等に定められた手続に則して適正な処理を行うこと。（農林水産省）</p> <p>（説明）</p> <p>動物の係留施設を有する動物検疫所 11 か所に配備された検査機器（80万円以上のもの 205 機器）の管理の状況を調査した結果、不要となった機器について、物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）に基づく正規の手続を執らずに廃棄したり（1か所の 6 機器）、長期間にわたり検査室等に放置している（5か所の 18 機器）など、機器の管理が不適切な例がみられた。</p>	<p>→ 平成 20 年 5 ～ 6 月に、動物検疫所（本所）が、全国の動物検疫所（本所、支所及び出張所）に配備された検査機器のうち、購入価格が 50 万円以上のもの（459 台）について管理及び利活用状況の調査を行ったところ、機器の老朽化等から利活用がされていないものが 105 台あることが判明した。これらの機器については、現在、物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）及び農林水産省物品管理規程（昭和 41 年 3 月 15 日農林省訓令第 6 号）に基づく廃棄等の処理の手続を進めているところであり、平成 20 年度中には処理を完了することとしている。</p> <p>また、今後、不要となる機器については、物品管理法及び農林水産省物品管理規程に定められた手続に則して適正な処理を行うよう、動物検疫所の支所及び出張所に対する指示を行った。</p>